

2019 年 証券ゼミナール大会

第4テーマ

「今後の証券会社の営業姿勢

～国内証券市場の活性化を念頭に～」

証券ゼミナール班

東北学院大学 北村ゼミナール

目次

はじめに-----	4
第1章 証券会社と市場動向	
第1節 証券会社とは-----	4
第2節 証券市場の役割と問題点-----	5
第2章 証券会社の分類と特徴	
第1節 独立証券会社-----	5
第3節 ネット証券会社-----	6
第3章 フィンテックなどの環境変化	
第1節 フィンテックという言葉について-----	7
第2節 フィンテックの影響による環境の変化-----	8
第4章 株主の権利	
第1節 株主の代表的権利-----	9
第2節 株主権利の例外-----	10
第5章 近年の株式投資の現状	
第1節 日本の株式投資の現状-----	10
第2節 海外との対比-----	12
第6章 提案-----	13
おわりに-----	15
参考文献-----	16

はじめに

近年、金融分野の変化は激しい。日本では、金融ビッグバンが1990年代に起こり、多くのネット証券会社が設立された。昨今は、金融機関にフィンテックが導入されて、インターネット上でのオンライン決済が盛んになっている。しかしながら、このような金融分野の変革が激しいにもかかわらず、日本の国内証券市場はあまり機能していないように見られる。本稿では、証券会社の特徴や株式投資の現状に触れ、日本の株式投資を活性化するための具体案を述べることにする。

証券会社と市場動向

第1章

本章では証券会社の定義や業務内容、証券市場の現状について示す。

第1節 証券会社とは

証券会社とは、金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業を取り扱うものと金融商品取引法に規定されている。開業にあたっては、内閣総理大臣の許可を必要とする「登録制」になっている。1968年までは業務ごとに証券会社の業務ごとに免許がある、「免許制」であった。

証券会社の主な業務内容として、「有価証券の発行主体」と「投資家」、または、「投資家」と「投資家」との仲介する役割を担っている。具体的な業務は4つあり、引き出し業務、募集売出し業務、委託売買業務、自己売買業務がある。

引き出し業務とは、企業が発行する株式や自治体が発行する債券などの有価証券の売り出しを行う際、証券会社が投資家に販売する目的でその有価証券を取得することである。

募集売り出し業務とは、新たに発行される株式や債券を広く投資家に購入してもらうよう営業する業務のことである。

委託売買業務とは、証券会社が投資家から委託を受けて、売買執行を行う業務のことである。証券会社が金融取引所へ注文を取り次ぎ、取引を成立させることでもある。

自己売買業務とは、証券会社が自社の自己資金において、有価証券の売買を行うことである。

次の4つの業務が証券会社の主な業務となっている。

証券業務	委託売買業務	有価証券売買の仲介や代理などの委託業務	流通市場
	自己売買業務	証券会社が自己資金で有価証券を売買する業務	
	引受業務	有価証券の引き受け業務	発行市場
	募集/売り出し業務	有価証券を売りさばく業務	

証券会社の4つの主な業務（図 1-1）

第2節 証券市場の役割と問題点

- 5 証券市場の役割として、銀行の補完的な役割であることが言える。日本では銀行を中心とした間接金融が盛んである。資金調達に苦しむ新規産業への融資は返済リスクが高いため、間接金融はこれを好まないとされている。そこで、資金仲介の需要を満たす証券市場であれば、リスク負担とリスク分散に最適なため、適していると言える。しかし、日本の証券市場はそうではない。その理由として、個人資産は銀行預金等に預けられることが多いため、有価証券保持に資金が回らないためである。
- 10

第2章 証券会社の分類と特徴

- 15 日本の証券会社は大きく分けて、独立証券会社ネット、ネット証券会社の2つが存在する。

第1節 独立証券会社

- 独立証券会社は国内外に支店を持ち、リテール業務から投資銀行業務まで幅広い業務内容を行っている。日本国内では、大和証券、野村証券、みずほ証券、SMB C日興証券、三菱UFJ証券ホールディングスを5大証券会社と言われている。
- 20

まず、独立証券会社の手数料について考察していきたい。前章で確認したが、証券会社の手数料は証券会社が投資家から委託を受けて、売買執行を行って、その代金として手数料を徴収する構図となっている。東京都千代田区に本社がある大和証券株式会社は、国内株式を購入する際、約定代金が50万円までの場合、手数料が6210円となっている。

(税込)

計算例	お店 	インターネット（オンライントレード） 
	手数料	手数料 ＜お店より25%割引※＞
約定代金		
最低手数料	2,700円	2,052円
50万円の場合	6,210円	4,654円
100万円の場合	12,420円	9,309円
300万円の場合	31,428円	23,565円
500万円の場合	50,436円	37,821円
1,000万円の場合	85,536円	64,119円
3,000万円の場合	198,936円	149,007円
5,000万円の場合	263,736円	197,607円

※ 最低手数料が適用される場合は、割引率が異なる場合がございます。

大和証券HPより（図 2-1）

これらの証券会社は顧客に対面チャネルでの販売を行うことを特徴としている。よって、顧客に対してのコンサルティング能力が高く、顧客のニーズに合った商品を提案できるのが利点である。このコンサルティングサービスの1つとして、相続の対策の面での資産運用がある。顧客の事情を踏まえて、早期の相続対策を行うことで、顧客の資産を万全に引き継ぐことが可能となる。東京都中央区に本社がある野村證券は、最低契約金額 500 万円で顧客の代わりに、資産運用をする投資一任サービスが存在する。運用方法はインデックス運用で行い、投資対象の商品は国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、REIT が対象となっている。上記のように、独立証券会社は資産運用を主とした事業に注力している。

日本の家計金融資産は諸外国に比べて、現金・預金の割合が高い。各証券会社は貯蓄や預金の資産を投資に移行してもらうよう日々営業努力に励んでいる。人口減少社会によって、少子高齢化が進む日本では、証券会社の相続対策でのコンサルティング、資産運用は今後重要性が増してくると考える。

第2節 ネット証券会社

ネット証券は取引の注文に関して、すべてインターネットを通じて行う証券会社のことである。その歴史は約 20 年前まで遡る。平成 11 年の株式売買委託手数料の自由化を機に、開始された。ネット証券（別名、オンライン証券）が、日本でサービスを開始したのが、1998 年のことである。当時の松井証券株式会社である。その後、DLJ マネックス証券（現在、楽天証券株式会社）やマネックス証券株式会社が相次いでインターネット経由での株取引を開始した。

ネット証券での株取引のメリットとして、手数料が独立証券会社と比較して、安価な値段であることだ。東京都世田谷区に本社を置く楽天証券の国内株式取引手数料は、取引代金が

50万円までの手数料は税抜きで250円となっている。前節での独立証券会社との手数料の差は5960円であり、独立証券会社の約24分の1の値段である。このように、独立証券会社と比較すると、段違いなのが確認できる。この手数料が確立できるのは支店や従業員が必要としないため、人件費を抑えることで、低コストで運営可能となる。この安価な手数料が提供されることで、顧客獲得をしていった。

■ 現物取引手数料

取引金額	新手数料
5万円まで	50円+消費税
10万円まで	90円+消費税
20万円まで	105円+消費税
50万円まで	250円+消費税
100万円まで	487円+消費税
150万円まで	582円+消費税
3,000万円まで	921円+消費税
3,000万円超	973円+消費税

楽天証券HPより（図2-2）

一方、デメリットも存在する。ネット証券はすべてインターネット上で、容易に株式取引可能であるが、情報収集から投資選択判断まですべて顧客が行うため、顧客次第で運用実績に大きな差が生じてしまう。また、操作方法が分からないことなどが発生した場合。メールや電話等での問い合わせとなるため、オペレーターに不明点をうまく伝えることができず、解決に時間を費やしてしまうこともある。

第3章 フィンテックなどの環境変化

本章ではフィンテックによる環境変化について述べていく

第1節 フィンテックという言葉について

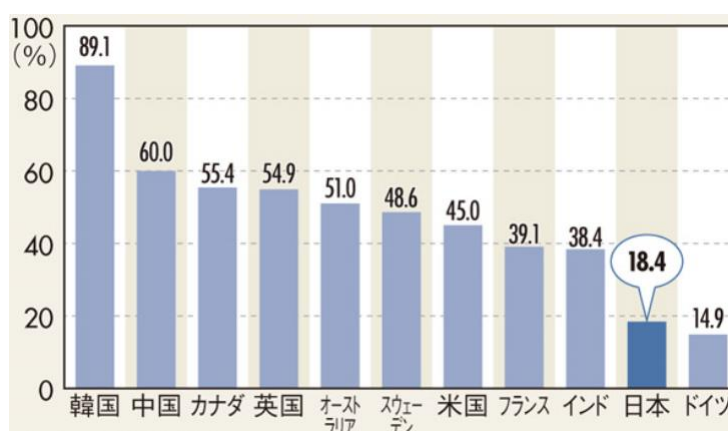
金融を英単語でファイナンス（Finance）といい、そして技術を英単語でテクノロジー（Technology）という。この2つの英単語を組み合わせてフィンテック（Fintech）といい、具体的にはスマートフォンなどを用いた送金や、Eコマースと結びつけた決済手段などがあげられる。このフィンテックが近年、急激に用いられてきたのは言うまでもない。2019年10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられ、それと同時にキャッシュレス決済するとポイントが還元されるというシステムになり、8%に消費税を上げたときの増税前駆け

込み消費による、消費低迷からの反省を生かしたかたちとなった。このキャッシュレスなどによるフィンテックはどのような環境の変化を起こしていくのだろうか。

第2節 フィンテックの影響による環境の変化

- 5 さきほどの第1節で取り上げたキャッシュレスに重きを置いて、フィンテックがもたらす環境の変化について述べていく。日本におけるキャッシュレス化は世界に比べて早い方なのか遅い方なのか疑問に思う人も少ない。実は日本は他の国と比べてキャッシュレス決済による比率は著しく低い状況となっている。

出典「経済産業省キャッシュレス・ビジョン」(図3-1)



世界各国のキャッシュレス比率

10

政府や国がキャッシュレス化の旗を振り始め、みごとにキャッシュレス化がスムーズに行うことが出来た国がある。それは中国だ。中国の通貨は人民元で、毛沢東の肖像画がついた札は多くの人に現金として用いられていた。しかし、アジアのシリコンバレーとも呼ばれた
15 深圳などの都市ではキャッシュレスでの決済が当たり前のように行われている。日本でのキャッシュレスでは主流のクレジットカード決済、QRコード決済はもちろん、顔を見せるだけで決済が完了する顔決済もある。このような決済手段が発展したことでどのような環境の変化があったのか。実は中国では現在でも偽札が横行しており、被害が絶えない。現金
20 で支払った場合、本物の札なのかのチェックを必要とするため手間がかかり、効率性に欠ける。しかし、デビットカードなら1%未満、アリペイやウィーチャットペイであれば手数料ゼロで、偽札のリスクを回避できるという大きなメリットがあり、結果的にキャッシュレスによって被害を最小限に抑えることができるという環境を生み出した。

20

では日本で、もしキャッシュレス化が現在よりさらに進んだ場合、どのような環境変化があるのか。まず、現金を使わないため会計の際、効率よく行うことが出来る。回転率が高まり、無人レジなども導入され、人件費などを大幅に削減できることが見込まれる。企業側にとってもキャッシュレス化は経営面で考えてかなりプラスな環境を形成する。また消費者側の環境変化として、消費量の増加もあげられる。QRコード決済やクレジットカードなど

25

のキャッシュレス決済を用いるとポイント還元が受けられる制度により、消費者は貯まったポイントを用いてさらに買い物をしたいという衝動に駆られ、結果的に消費量の増加につながる。このことからまさに、金融と科学技術が融合したフィンテックの時代が到来すると同時に、消費者への影響や企業への影響がはじまり、様々な環境変化が起こることは必至だ。

5 この環境変化にどう対応していくかは個人のフィンテックに対する関心によって変わってくる。

第 4 章 株主の権利

本章では株主になることによって得られる権利やその種類、内容について述べていく。

第 1 節 株主の代表的権利

出典新会社法ニューズレターより

新会社法における株主の権利				
	議決権数・株式数の要件		保有期間	権利の内容（根拠条文）
自益権	単独株主権		要件なし	剰余金分配請求権（105 I ①） 残余財産分配請求権（105 I ②）等
共益権	単独株主権		要件なし	議決権（105 I ③） 設立無効等の訴え（828 II ①等） 株主総会における議案提案権（304） 累積投票請求権（342） 株式募集発行差止権等（210 等） 取締役会招集請求権・出席発言権（367） 取締役会議事録閲覧謄写請求権（371 II） 代表訴訟提起権（847 等）
			行使前 6 か月	取締役・執行役の違法行為差止権（360・422）
	少数株主権	総株主の議決権の 1%以上または 300 個以上	行使前 6 か月	総会議題・議案提案権（303・305）
		総株主の議決権の 1%以上	行使前 6 か月	総会検査役選任請求権（306）
		総株主の議決権の 3%以上または発行済株式総数の 3%以上	要件なし	帳簿閲覧権（433） 検査役選任請求権（358）
			行使前 6 か月	清算人・取締役の解任請求権（854・479 II）
		総株主の議決権の 3%以上	要件なし	取締役等の責任軽減への異議権（426 V）
		総株主の議決権の 10%以上または発行済株式総数の 10%以上	行使前 6 か月	総会招集権（297）
			要件なし	解散判決請求権（833 I）
		総株主の議決権の 6 分の 1 以上等（規則 197 等）	要件なし	簡易合併等の反対権（796 IV 等）

注）算用数字は「条」、ローマ数字は「項」、丸数字は「号」を示す。
（例：105 I ③ ＝ 105 条 1 項 3 号）

（図 4-1）

株主の権利とは主に会社法によって定まっており、大きく分けて「自益権」と「共益権」の二つに分けられる。自益権とは株主が会社からお金を受け取る権利のことを言う。自益権の中でも株主が会社からお金を受け取ることができる場面はおおまかに二つあり、配当を受け取るときと会社が解散するときに会社に残っている財産の分配を受けるときである。

20 前者の会社が利益を出したときにその一部を分配してもらう権利は剰余金配当請求権とい

い、後者は残余財産分配請求権と呼ばれる。それに対し共益権とは株主が会社の経営に参加することを目的とした権利であり株主総会の議決権を中心に議案権、総会招集権、役員等の解任請求権など様々な権利が存在する。

また、株主の権利には保有持ち株数に関係なく単独で行使できる「単独株主権」と一定数・一定割合以上の持ち株を有する株主が行使することができる「少数株主権」がある。自益権はすべて単独株主権であり、共益権についても株主総会の議決権や株主総会の議案提出権などが挙げられる。少数株主権の例としては総株主の議決権の3/100以上で可決される株主総会招集請求権や総株主の議決権の1/100以上または発行済み株式総数300個以上によって可決される株主総会議題提案権などが挙げられる。

株主は権利を持つだけでなく株主の引受額を限度として出資の義務も与えられる。しかしそれ以外の義務を負うことはなく、この義務においても株主になるための履行義務であるので株主になった後では実質何の義務も負わないということになる。なお、株式の払込については現金によることが原則で代物弁済は認められず、会社に対する債権と株式払い込みを相殺することも認められない。

第2節 株主権利の例外

第一節では株主は株主平等の原則によって権利が守られているとしていたがそれとは別に株主平等の原則の例外規定が会社法で定められている。その代表例として「種類株式の発行」、「株主ごとに異なる配当等を行う定款」の二つが挙げられる。

【種類株式の種類】

種類株の名称	種類株の内容	会社法条文
① 配当優先株式・配当劣後株式	配当の内容について、異なる内容を定めた株式	108条1項1号
② 残余財産分配優先株式・劣後株式	会社の清算における残余財産分配の内容について、異なる内容を定めた株式	108条1項2号
③ 議決権制限株式	法定事項以外の議決権が無い、又は、一部が制限された株式	108条1項3号
④ 譲渡制限種類株式	一部の株式について譲渡制限がかけられた株式	108条1項4号
⑤ 取得請求権付種類株式	株主が、会社に対して保有する株式を取得を請求することができる株式	108条1項5号
⑥ 取得条項付株式	会社が、一定の事由が生じたことを条件として株主から取得することができる株式	108条1項6号
⑦ 全部取得条項付種類株式	会社が、株主総会の特別決議によって、その種類株式の全部を株主から取得することができる株式	108条1項7号
⑧ 拒否権条項付株式	株主総会、又は、取締役会の決議事項のうち、それぞれの決議に加え、種類株主総会の決議を要することを定めた株式	108条1項8号
⑨ 取締役・監査役選任権付株式	種類株主総会でのみ取締役・監査役の全部または一部を決議できる旨が定められている株式	108条1項9号

(図 4-2) 小野山公認会計士事務所より

種類株式とはある事柄に対して内容の異なる2種類以上の内容が定まっている株式であ

り、中でも最も有名な種類株式として「優先株式」が挙げられる。優先株式とは普通の株主よりも優先的に配当金を授受できる権利が付された株式である。一般的なケースとして優先的に配当金を受け取ることができる代わりに議決権が付されていないというものが多い。種類株式を発行する背景には活用によって得られる大きなメリットが存在しており、活用事例として資金調達や合弁会社の設立の際に用いられるケースがある。例えば資金調達のケースではベンチャー企業の資金調達的手段としてV Cからの出資を受けるケースが一般的であり、普通株式の付与により経営権の行使に悪影響が生ずる可能性があるため、種類株式を付与する事例が多く見られる。このような事例では議決権制限株式や配当に関する優先株式等が用いられる。合弁会社設立のケースでは複数の事業者が合弁会社を設立する際、柔軟な機関設計を意図して種類株式が用いられる事例が多い。種類株式の活用によって株式保有割合とは異なる割合で、剰余金配当や残余財産の分配等を実施できる。出資割合に応じることによる不公平性等を控除できる観点で、種類株式の使用は非常に有用であるといえる。

株主ごとに異なる配当等を行う定款の例で言うと、まず非公開会社においては剰余金の配当、残余財産の分配などの権利につき株主ごとに異なる取り扱いを行う旨を定款で定めることができる。その株主ごとに発行する異なった株式のことを「属人的株式」と呼び、メリットとしては株主ごとに権利内容の異なる株式を発行できるという特徴を活かして特定の株主だけに配当を増やしたい場合や特定の株主だけに議決権を集中させたい、あるいは議決権をなくしたい場合などに活用できる。例えば外部から出資を募りたいが会社の経営には参加してほしくないといった場合、議決権はないが優先して配当をするという株式を発行することで出資を募ることができる。このような形でオーナーの経営権はそのまま維持した状態で経営を行うことができる。

第5章 近年の株式投資の現状

近年における日本の家計における株式投資率の現状とその割合の海外との対比から国内の株式投資の課題について考察していく。

第1節 日本の株式投資の現状

近年では日本は金融リテラシーの重要性が幅広く認識され、全世代向けの金融経済教育が行われるなど株式投資に対する理解を深めるための取り組みが多く行われるようになってきている。2014年には個人投資家のための税制優遇制度であるNISA、2016年には未成年向けのジュニアNISAが導入され一般家計はより株式投資に手軽に参加しやすい傾向にある。しかし、実際には家計の株式保有額や金融資産全体に占める割合はほとんど変化が見られていない現状がある。

(図 5-1) 統計局ホームページより

貯蓄の種類別貯蓄現在高の推移（二人以上の世帯）

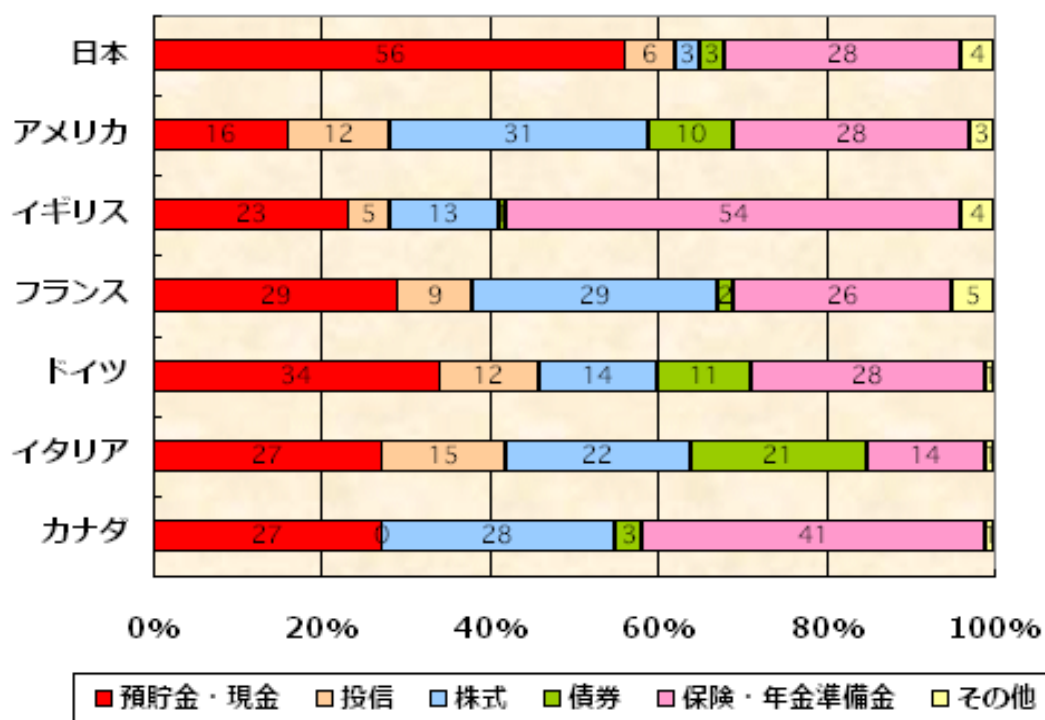
年 次	貯 蓄 現 在 高									金 融 機 関 外
	金融機関	通貨性 預貯金	定期性 預貯金	生命保険 な ど	有価証券	株 式 ・ 株 式 投 資 信 託	貸 付 信 託 ・ 金 銭 信 託	債 券 ・ 公 社 債 投 資 信 託		
	金 額 (万 円)									
2013 年	1739	1699	356	724	379	240	161	12	67	40
2014	1798	1761	380	758	371	251	175	12	64	37
2015	1805	1765	394	734	374	264	192	13	59	39
2016	1820	1782	412	727	378	265	197	17	51	38
2017	1812	1777	442	712	377	246	188	13	45	36
2018	1752	1712	460	657	362	234	178	11	45	39
	構 成 比 (%)									
2013 年	100.0	97.7	20.5	41.6	21.8	13.8	9.3	0.7	3.9	2.3
2014	100.0	97.9	21.1	42.2	20.6	14.0	9.7	0.7	3.6	2.1
2015	100.0	97.8	21.8	40.7	20.7	14.6	10.6	0.7	3.3	2.2
2016	100.0	97.9	22.6	39.9	20.8	14.6	10.8	0.9	2.8	2.1
2017	100.0	98.1	24.4	39.3	20.8	13.6	10.4	0.7	2.5	2.0
2018	100.0	97.7	26.3	37.5	20.7	13.4	10.2	0.6	2.6	2.2
	対 前 年 増 減 率 (%)									
2014 年	3.4	3.6	6.7	4.7	-2.1	4.6	8.7	0.0	-4.5	-7.5
2015	0.4	0.2	3.7	-3.2	0.8	5.2	9.7	8.3	-7.8	5.4
2016	0.8	1.0	4.6	-1.0	1.1	0.4	2.6	30.8	-13.6	-2.6
2017	-0.4	-0.3	7.3	-2.1	-0.3	-7.2	-4.6	-23.5	-11.8	-5.3
2018	-3.3	-3.7	4.1	-7.7	-4.0	-4.9	-5.3	-15.4	0.0	8.3

この図は2018年までの二人以上の世帯の貯蓄の種類別貯蓄現在高の推移を示している。この図から通貨性預貯金は安定して増加の傾向を見せているのに対し、有価証券、株式・株式投資信託の項目は2014年に一時的に増加の傾向を示したものの結局ここ2年間は減少している。この結果は2014年から導入されたNISAが少なからず影響を与えていると考えられるが、結局は貯蓄の主体として安定した増加傾向を見せるというまでには至っていない。そもそも日本は70年代頃から預貯金等の元本が保証されている安全資産はおおむね六割前後で推移し続けている。同時期から株式などのリスク資産はバブル期後半こそ一時的に二割を上回ったものの90年代半ば以降は1割を大きく下回る結果が続いている。90年代に入り金融自由化が進展することによって日本国内でもリスク資産保有の割合が上昇するだろうとみられていたが結局はそういった傾向は見られていない。一般的に家計が金融資産投資を行う際には保有することによって得られる効用が高いものに投資し、リスクに対しリターンが大きいと判断されることによって行われる。すなわち家計は、株式投資にかかるリスクを考慮しても、株式投資収益率が預金金利を上回っていると判断すれば、株式を購入するとみられる。さらに日本人の傾向として株式投資に積極的である人は年収の高い人や老後にそれほど心配のない人などが挙げられ、このことから所得が家計へのリスク資産投資に深い要因として影響をおよぼしているといえる。金融自由化が進んだ1990年代においてもなぜリスク資産投資が消極的だったのかというと1990年代に入り株価低迷による収益環境の悪化や、所得環境の悪化に伴う予備的貯蓄動機の高まりが主な原因だと思われる。さらに日本はもともと国民性として預貯金が美德で

あり株式投資などはよしとしないという考えが根付いておりそれが家計のリスク回避的思考に強い影響を与えていると考えられる。

第2節 海外との対比

個人金融資産の内訳国際比較



(図 5-2) 世界各国の個人より

上の図は個人金融資産の内訳を国ごとに比較したものである。この図から見てわかるように日本は預貯金・現金の割合が50%以上を占め、株式・投資信託の割合は10%にも満たない。しかし他国を見てみると株式や投資信託が占める割合が高く、フランス・イタリア・カナダの三国は預貯金・現金の割合と株式・投資信託の割合がおおよそ同じくらい占めており、アメリカに至っては預貯金・現金の倍くらいの割合を株式・投資信託が占めている。日本と海外でなぜここまで割合が変わるのか、これは金融教育の違いが関係していると考えられる。例えばイギリスではシチズンシップと呼ばれる金融を含む経済教育が11—14歳、14—16歳に施される必須教育となっている。アメリカでは全米で共通の教育課程は存在せず、各州、学校、団体での取り組みとなっている。さらに2003年発布の金融リテラシー及び金融教育改善法に基づき、若年層を対象とした金融教育に関する組織が設立され、教材の提供が行われている。オーストラリアでは資本主義自由市場経済が世界を席捲している昨今、金融経済教育の重要性がより強く認識されるという認識の元、ナショナルカリキュラム「経済とビジネス」を実施している。このように各国とも若年層に対する金融経済

教育が手厚いために大人になった際にスムーズにリスク資産投資を行えていると考えられる。対する日本は若年層での金融経済教育が近年こそ見直されているがこれまで行われていなかったために大人になってから投資に対するマイナスイメージを持った世代が多い。そのため日本の株式や投資に対するマイナスイメージを取り除くには、今後若年層の金融教育を必須化するなどして若いうちから投資を身近なものとさせ金融教育で学んだことを実践する機会などを設けるなどして、大人になってからも家計預金の一部として投資をするといったことが一般的になるような取り組みが必要となっていくだろう。

結論として現状日本は株式投資教育が他国に比べて進んでいないことが問題であると考えられる。それにより株式投資はリスクが大きいというイメージからするべきではないという考えから参入障壁が生み出されている。しかしそのような考えで避けてばかりいては老後の家計資産形成において一般の家計の預金の現状では厳しいものになってしまう。本章の海外との対比を含めた上で日本国内も家計の資産の一部として株式が含まれるのが当たり前であると言うような状態を目指していく試みが必要である。

第6章 提案

投資教育

日本では証券投資を行っている世代は非常に少ないことが特徴である。(図5-1) 図から読み取れることとして、全体の8割が証券投資を行っていないことがわかる。また、男女別で見ると、男性が77%、女性の81%が投資の経験がないと回答している。年齢別で見ると、年齢が低いほど、投資経験がないデータとなっている。各国の金融資産構成(図5-2)を見ると、米国が株式の保有率が高く、次いで英国が高い。

このことから分かるように、日本では個人が証券投資を行っている割合が非常に少ないことが確認できる。これは、金融教育が日本で少ないという理由だと挙げられる。

金沢星稜大学論集第50巻第1号「米国金融教育における Jump\$ tart の役割 - ヒアリング調査に基づくわが国への示唆 - 」によれば、「ただし、金融教育の内容を組み込んでいないとされるのは、5つの州とワシントンD.Cのみとなっており、9割の近い州でパーソナルファイナンスの内容が組み込まれていることを意味し、金融教育が普及していることが分かる。」と書かれており、米国では金融教育が盛んなのが伺える。その中で大きな役割をはたしているのが、jump\$ tart である。jump\$ tart はアメリカの民間金融機関を中心に、学術団体や政府機関が共同で出資したNPO団体である。この団体は、金融教育を提供しているWebコンテンツを集約する、いわゆるクリアニングハウス機能を有しているほか、全国各支部を通じて金融教育テストの提供を行っており、これにより、金融リテラシーの意識を学生に根付かせている。

我が国において、金融教育を提供しているのはいくつか存在する。例えば、証券会社が地

元の大学に対して、講義を展開する例だ。東京都千代田区に本店を構えるSMB C日興証券は、東北学院大学経営学部に対して講座を提供している。この講座は株式投資のシュミレーションを通じて、実践的な投資活動を学ぶ講座である。前期科目で開催されており、受講して所定の成績を収めれば、卒業単位に含まれる科目である。

- 5 このように、金融業者が自社のCSRや地域貢献活動の一環として、学校に来訪して、講座を提供する例は多く存在する。しかし、米国のように様々な団体が参加して、全国規模で活動を行う例は、我が国には存在しないと言える。そこで、米国同様の団体を設立し、全国規模での金融教育、特に証券投資に関する内容を展開して、各教育機関で試験を実施することを提案する。これにより、教育機関に所属している学生は証券投資に関する知識を学ぶことができるほか、試験を実施することで知識内容の定着、活用が可能となる。結果として、証券投資の需要を喚起できるのではないかと考える。

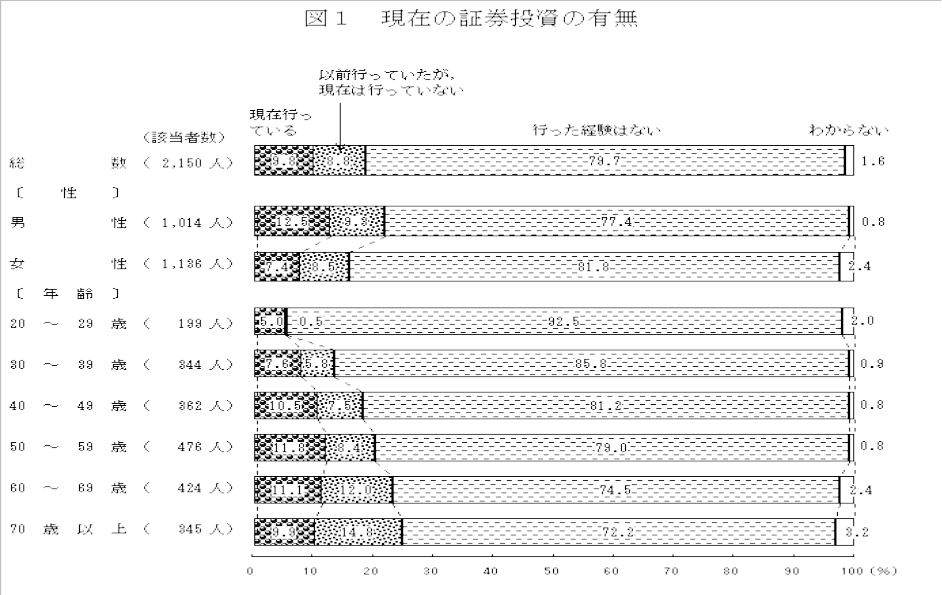


図 6-1 出典：内閣府世論調査 平成 14 年 5 月調査 「証券投資に関する世論調査」

図表2 家計の金融資産構成

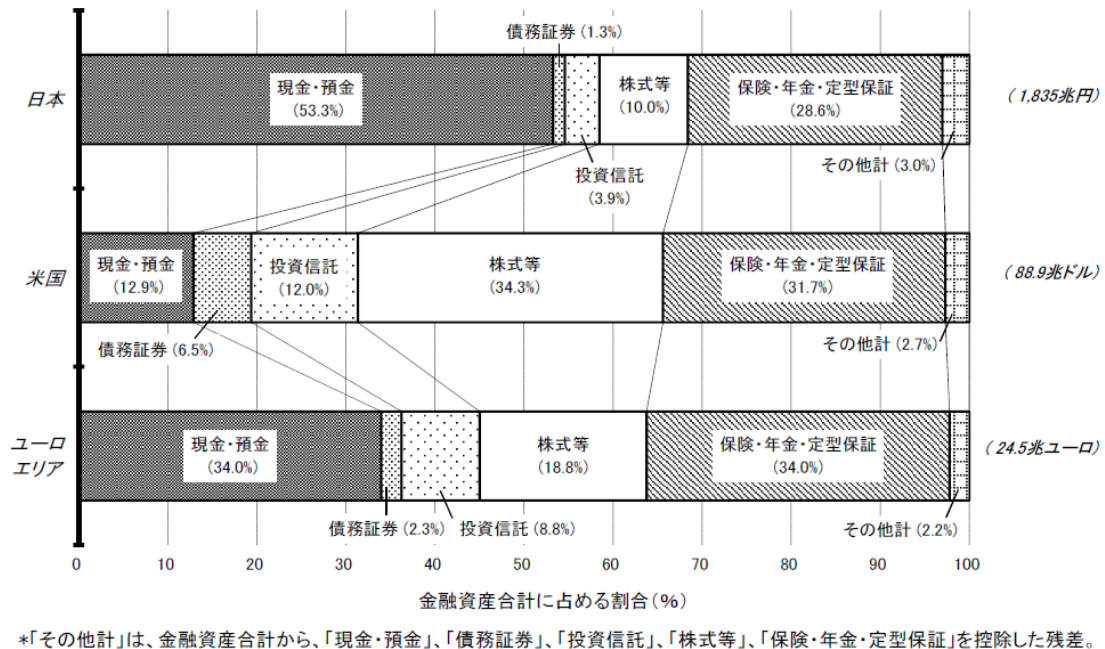


図 6－2 日本銀行調査統計局（2019）「資金循環の日米欧比較」

5

おわりに

全体として日本人は証券投資を行っている世代が少ないということ、そして日本の金融教育が他国に比べそれほど進んでいないという二つの事象は密接な関係を持っているということがわかった。それに踏まえ日本人の証券投資に対するリスク的イメージから自然に参入障壁が生み出されているということがより各世代の証券投資への参加を妨げていると考えられる。これらの状況を打開するためには本論文の提案で挙げたように各世代、特に若年層を中心とした投資教育を目的とした団体の全国展開、さらに金融教育を必須とする取り組みなどいち早く確立させることが求められる。そして金融教育で学んだ知識をより生かし、実践しやすい投資システムを国が中心として作成していくことが全世代の投資教育参加の割合を高めることにつながるだろう。

20

【参考文献】

金融大学 金融取引入門講座<<https://www.findai.com/kouza/110fin.html>>

内閣府世論調査 平成14年5月調査 「証券投資に関する世論調査」

5 <<https://survey.gov-online.go.jp/h14/h14-shouken/images/zu01.gif>>

2019年9月13日アクセス

日本銀行調査統計局 (2019) 「資金循環の日米欧比較」

<<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjhiq.pdf>>

10 2019年9月13日アクセス

楽天証券ホームページ

<<https://www.rakuten-sec.co.jp/web/commission/>> 2019年9月13日アクセス

15 大和証券ホームページ

<<https://www.daiwa.jp/service/fee/>> 2019年9月13日アクセス

経済産業省ホームページ経済産業省キャッシュレス・ビジョン 2019年10月23日アクセス

<<https://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180411001/20180411001-1.pdf>>

20

モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所 HP

新会社法ニューズレター 第22回 新会社法における株主の権利

<<http://www.mofo.jp/topics/legal-updates/legal-updates/79.html>>

2019年10月23日アクセス

25

小野山公認会計士・税理士事務所 HP

会計税務コラムより

<<https://www.onoyama-cpa.com/column/succession/873/>>

2019年9月13日アクセス

30

マネーガイド.jp ホームページ

世界各国の個人（家計）金融資産の内訳比率

<http://rh-guide.com/data/kojin_sisan_hikakuworld.html>2019年9月15日アクセス

35

総務省統計局一家計調査報告（貯蓄・負債編）－2018 年（平成 30 年）平均結果－（二人以上の世帯）

<<https://www.stat.go.jp/data/sav/sokuhou/nen/index.html>>

2019 年 10 月 21 日アクセス

5

北野友士、小山内幸治、西尾圭一郎（2016）「米国金融教育における Jump\$tart の役割－ヒアリング調査に基づくわが国への示唆－」『金沢星陵大学論集』第 50 巻 第 1 号 94 ページ

< [http://www.seiryou.ac.jp/u/education/gakkai/e_ronsyu_pdf/No128/08_kitano_128.p](http://www.seiryou.ac.jp/u/education/gakkai/e_ronsyu_pdf/No128/08_kitano_128.pdf)

10 df>

2019 年 9 月 23 日アクセス